

○多古町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

(平成 12 年 9 月 25 日条例第 33 号)

改正 平成 14 年 3 月 20 日条例第 14 号 平成 15 年 3 月 18 日条例第 6 号

平成 24 年 3 月 21 日条例第 19 号 令和 4 年 12 月 16 日条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定により、多古町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理施設の設置)

第 2 条 町は、農業用排水の水質保全及び農業集落の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。

(処理施設の名称等)

第 3 条 処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第 4 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活に起因し若しくは付随する廃水をいう。
- (2) 処理施設 前条に規定する区域において、汚水を排除するために設けられる排水管渠、ますその他の排水施設及びこれらに接続して汚水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- (3) 排水設備 宅地内の汚水を処理施設に流入させる目的として設けられる汚水ます、排水管その他の施設をいう。
- (4) 処理区域 この条例に基づき設置する処理施設により汚水を排除、処理することができる区域をいう。
- (5) 除害施設 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 12 条第 1 項に規定する除害施設をいう。
- (6) 使用者 汚水を処理施設に排除して、これを使用する者をいう。

(供用開始の告示)

第 5 条 多古町農業集落排水事業の管理者の権限を行う町長(以下「町長」という。)は、処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、汚水を排除できる区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(排水設備の設置)

第6条 処理施設の供用が開始された場合においては、当該処理区域内の建築物の所有者は、遅滞なくその建築物の汚水を処理施設に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない。

2 排水設備の新設、増設、移設又は改築(以下「新設等」という。)の工事は、処理施設の機能を妨げ又は損傷する事のないように、処理施設のますその他の排水施設に固着しなければならない。

(排水設備の新設等の計画の確認)

第7条 排水設備の新設等の工事を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該工事の計画について町長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼす恐れのない軽微な変更であって、事前にその旨を町長に届け出た場合はこの限りでない。

(排水設備の工事の施工)

第8条 排水施設の新設等の工事は、規則で定める指定工事店が施工しなければならない。ただし、規則で定める軽微な工事を行う場合についてはこの限りでない。

(除害施設の設置)

第9条 使用者は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条第1項に定める汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)を処理施設に接続して排除しようとするときは、除害施設を設置しなければならない。

(工事完了の検査等)

第10条 排水設備の新設等の工事を完了した者は、当該工事が完了した日から5日以内にその旨を町長に届け出て検査を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る排水設備が基準に適合しているか、検査を行うものとする。

3 町長は、前項の検査の結果、当該排水設備が基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対して、検査済証を交付するものとする。

(雨水等の流入の禁止)

第11条 雨水及び処理施設の機能を妨げ又は損傷するおそれのある排水は、処理施設に流入させてはならない。

(使用開始等の届出)

第12条 使用者は、処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した処理施設の使用を再開したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(使用制限)

第 13 条 町長は、処理施設に関する工事を施行する場合その他やむを得ない理由がある場合には、処理区域の全部又は一部の区域を指定して、当該処理施設の使用を一時制限することができる。

2 町長は、前項の規定により、処理施設の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあっては、その時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(使用料の徴収)

第 14 条 町長は、処理施設の利用者から処理施設使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 使用料は、納入通知書により毎月徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、2 月以上の使用料を一時に徴収するものとする。

3 利用者は、町長の指定する期日までに使用料を納入しなければならない。

4 使用料の額は、別表第 2 に定めるところによる。

5 利用者が月の途中において処理施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は休止した処理施設の使用を再開した場合における使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 当該月における処理施設の使用日数が 15 日未満であるとき 当該月の使用料の半額

(2) 当該月における処理施設の使用日数が 15 日以上であるとき 当該月の使用料の全額

6 町長は、利用人員等の確定が困難であるものについては、これを推定し決定することができる。

7 第 12 条に規定する休止又は廃止の届出をしない者については、処理施設を継続して使用しているものとみなす。

(利用者の変更)

第 15 条 利用者の変更があったときは、新たに利用者となった者が、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第 16 条 町長は、使用料を算定するために利用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免等)

第 17 条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めた者については、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を減免し、又は期間を限りその徴収を猶予することができる。

(管理の委託)

第 18 条 町長は、処理施設の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を処理施設を使用するもので構成する団体又はその他の受諾団体に委託することができる。

2 受託者は、処理施設を常に良好な状態に管理し、管理は関係法令等の規定によって行わなければならない。

(埋設管付近での掘削)

第 19 条 処理施設の排水管渠の付近において、当該排水管渠の埋設位置より深く掘削工事を行おうとする者は、あらかじめ町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の工事を行う者に対し、処理施設の機能及び構造を保全するために必要な措置を命ずることができる。

(公共ます等の費用負担)

第 20 条 使用者に起因する事由により、公共ます及び取付管の新設等の工事を必要とするときは、これに要する費用は当該使用者の負担とする。

(監督処分)

第 21 条 町長は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反している者に対し、行為又は工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

(過料)

第 22 条 町長は、偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料を科すことができる。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 20 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 18 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 16 日条例第 24 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条)

名称	位置	処理区域
十余三地区農業集落排水処理施設	多古町高津原 123 0 番地 3	多古町十余三の一部
島地区農業集落排水処理施設	多古町島 4058 番地	多古町島の一部
牛尾船越地区農業集落排水処理施設	多古町牛尾 371 番地 1	多古町牛尾の一部及び船越の一部
林地区農業集落排水処理施設	多古町林 320 番地 1	多古町林の一部、五反田の一部及び喜多字東佐野の一部

別表第 2(第 14 条第 4 項)

区分	使用料金(1 月当たり)	
	基本料金	加算額
一般家庭	2,000 円	世帯人員 1 人当たり 500 円
事業所等	2,000 円	汚水量 1 立方メートル当たり 160 円

備考

- 1 「一般家庭」とは、日常生活の用に供する家族等を単位とする専用住宅をいう。
- 2 「事業所等」とは、家屋の一部または全部を事業の用に供する家屋又は公共施設をいう。
- 3 排水設備を設置している場合は、休止している期間においても基本料金を徴収するものとする。
- 4 算出された金額に、消費税及び地方消費税の額を加算する。(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)